

# やめよう！



## ごみの野焼き



## 不法投棄

ごみの野焼きや不法投棄は、法律によって固く禁じられています。身の周りの自然や生活環境を守るため、一人ひとりがマナーを守り、ごみを適切に処理しましょう。

④環境政策課環境衛生係 ☎44-3115

### 野焼き(ごみの野外焼却)は法律で禁止されています

最近、市役所に「近所でごみを燃やしている人がいる」という情報が多く寄せられています。

家庭などから出たごみを野外で焼却処分する「野焼き」は、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

みなで快適な生活環境を保つため、野焼きはやめましょう。家庭ごみの処理は、市の行うごみの定期収集を利用するなど、適切な方法で行いましょう。

### どうして野焼きはダメなの？

野焼きは、煙や臭いで気分が悪くなったり、すぐに洗濯物が汚れたりするなど近所迷惑になるだけでなく、低温焼却により発生するダイオキシンなどの有害物質が、人体に悪影響を及ぼす恐れがあるため、法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役や

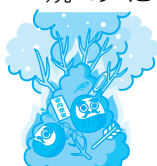
1,000万円以下の罰金または、その両方が科せられます。

### 焼却禁止の例外

野焼きの例外として、次のような場合は、焼却が認められています。

◎国や地方公共団体が施設の管理などを行うために必要な廃棄物の焼却(河川管理のため伐採した草木の焼却など)

◎風俗慣習上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんと焼きなど)



◎農業、林業または、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

◎日常生活を営む上で行われる焼却であって軽微なもの(たき火やキャンプファイヤーなど)

例外のものでも、周辺環境に支障を与え、苦情などが寄せられた時は、野焼きを中止していただく場合があります。

ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄とは、決められた処理方法によらず、「廃棄物（ごみ）をみだりに捨てること」を指します。

人通りの少ない場所に家庭ごみや粗大ごみを捨てることはもちろん、走行中の車から空き缶やたばこの吸い殻を捨てる行為も、ごみの不法投棄になります。

市内でも、山林や海岸などの人目に付きにくい所に捨てられた電化製品や自動車部品などの粗大ごみの不法投棄が見られます。



山林に捨てられたごみ

不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄した者には法律により、5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられます。

地域環境を汚染する危険性も

不法投棄は景観を損なうだけでなく、ごみの種類によっては、土壌や地下水を汚染する可能性もあります。

また、捨てるのは簡単ですが、撤去や回収には莫大な労力と費用が掛かります。何より、汚された自然環境がもとの美しい姿を取り

戻すためには、長い年月が必要となります。

不法投棄の現場を見つけたらすぐに連絡してください

市では、ごみの不法投棄をなくすため、職員や不法投棄監視パトロール隊員などによる見回りを定期的に実施したり、自治会や近隣市、県、警察などの関係機関との連携を強化したりして、防止対策を行っています。

しかし、一番効果のある方法は、地域の皆さんが監視の目を光らせていただくことです。

不法投棄の現場やごみを見つけた場合は、環境政策課環境衛生係までご連絡ください。

ごみ出しのルールを守ろう

家庭から出るごみは、自治会ごとに定められた集積所に出しましょう。分別や処理方法などが分からない場合は、環境政策課環境衛生係までお問い合わせください。

ごみ出しの時間や分別方法など、一人ひとりが

ルールを守ることで、地域の快適な生活環境が作られます。



野焼き・ごみ出しのQ&A

皆さんから問い合わせの多い、野焼きやごみの捨て方についての質問にお答えします。

**Q?** ドラム缶の中やコンクリートブロックでごみを囲んで燃やせば大丈夫ですか？

**A!** ダメです。各家庭において、ドラム缶やコンクリートブロック、法の基準を満たしていない簡易焼却炉などでごみを燃やすことは、野焼き行為に該当し、禁止されています。



**Q?** 農業をする上で行う稲わらやあぜ草の焼却もダメですか？

**A!** 農業を営むためにやむを得ないものとして野焼きが認められます。ただし、風向きや場所などを考え、近隣住民に迷惑をかけるないようにしましょう。火の粉の飛散による火災にも、十分ご注意ください。

**Q?** 昔ほどの家庭でも、家庭ごみを自分たちで焼却していた気がします。

**A!** 平成13年4月1日の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、家庭でのごみの焼却は、原則できなくなりました。

**Q?** テレビや冷蔵庫などは、どう処分したらいいですか？

**A!** テレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機は、家電リサイクル法により、市では受け入れ出来ません。次の①または、②の方法でリサイクルを行ってください。



- ①購入したお店、買い換えるお店、市内の協力店に処分を依頼する
- ◇購入した店舗が分かる場合や、新しい物に買い換える場合は、引き取りを依頼してください。
- ◇また、市内の協力店に処分を依頼することも出来ます。
- ※リサイクル料金のほか、別途、収集運搬料が掛かることもあります。

- ②個人で引き取り場所に持ち込む
- ◇郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所に搬入してください。
- ※市内の引き取り協力店やメーカー別の引き取り場所については、市役所にお問い合わせください。
- ※市ホームページ (<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>) から確認できます。

環境政策課環境衛生係

44-3115